

“吹込み用木質繊維断熱材(日本工業規格外品)” 原案  
 Carbon Footprint of Products- Product Category Rule of  
 “Thermal insulator by spraying wood fiber”

本文書は、社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」(CFP プログラム)において、「吹込み用木質繊維断熱材」を対象とした CFP の算定・宣言のルールについて定める。

CFP の算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、CFP の算定・宣言を行う。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この CFP-PCR は、CFP プログラムにおいて日本工業規格に適合しない林地残材や間伐材などを原料とした「吹込み用木質繊維断熱材」を対象とする CFP 算定および CFP 宣言に関する規則、要求事項および指示事項である。 なお、対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の断熱を目的として使用する吹込み用木質繊維断熱材のうち日本工業規格に適合した製品以外の製品を対象とする</li> <li>・断熱材とは、熱伝導率で 0.06 W/mk 以下のものをいう。(財団法人 建築環境・省エネルギー機構 (IBEC):住宅の次世代省エネルギー基準と指針 第1版 平成 11 年 11 月 1 日 p211 用語の解説と定義)</li> </ul>
2-2	機能	建築物の断熱。
2-3	算定単位 (機能単位)	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。
2-4	対象とする構成要素	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。
3	引用規格および引用 CFP-PCR	次の CFP-PCR を引用する。 ・PA-CK 建築用断熱材
4	用語および定義	以下の①～⑦の用語については PA-CK 建築用断熱材に順ずる。  ①建築用断熱材 ②最終消費財 ③本体 ④その他原材料 ⑤梱包資材 ⑥輸送用資材 ⑦補助部材
5	製品システム(データの収集範囲)	
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。  また、他の CFP で中間財として引用される場合は、ライフサイクル全体ではなく、

		特定のライフサイクル段階やプロセスのみを算定対象とすることができる。この場合のCO2排出量の算定結果は部分的CFPとする。
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p><b>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷</li> <li>・生産工場などの建設に係る負荷</li> <li>・複数年使用する資材の負荷</li> <li>・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷</li> <li>・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷</li> <li>・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷</li> <li>・妥当なシナリオのモデル化ができない場合の使用・維持管理段階に係る負荷</li> <li>・土地利用変化に係る負荷</li> </ul> <p><b>【カットオフ基準の特例】</b> 特に規定しない。</p>
5-3	ライフサイクルフロー図	ライフサイクルフロー図はPA-CK 建築用断熱材に順ずる。CFPの算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
6	全段階に共通して適用するCFP算定方法	
6-1	一次データの収集範囲	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。
6-2	一次データの品質	特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	特に規定しない。
6-4	二次データの品質	特に規定しない。
6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。
6-6	配分	<p><b>【配分基準に関する規定】</b> 特に規定しない。</p> <p><b>【配分の回避に関する規定】</b> 特に規定しない。</p> <p><b>【配分の対象に関する規定】</b> 特に規定しない。</p>
6-7	シナリオ	<p><b>【輸送に関するデータ収集】</b> 輸送量(または燃料使用量)に関して一次データの収集が困難な場合は、PA-CK 建築用断熱材の輸送シナリオを使用しなければならない。</p> <p><b>【廃棄物等の取扱い】</b> 処理方法について一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p>
6-8	その他	特に規定しない。
7	原材料調達段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。
7-2	データ収集項目	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。
7-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
7-4	シナリオ	特に規定しない。

7-5	その他	特に規定しない。
8	生産段階に適用する項目	
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。
8-2	データ収集項目	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。
8-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
8-4	シナリオ	特に規定しない。
8-5	その他	特に規定しない。
9	流通段階に適用する項目	
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。
9-2	データ収集項目	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。
9-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
9-4	シナリオ	特に規定しない。
9-5	その他	特に規定しない。
10	使用・維持管理段階に適用する項目	
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。
10-2	データ収集項目	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。
10-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
10-4	シナリオ	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。ただし、PA-CK 建築用断熱材では、日本工業規格 JIS A 9523 「吹込み用繊維質断熱材セルローズファイバー断熱材」のみで使用できるシナリオであると規定していることから、この CFP-PCR では、使用・維持管理方法が同等と判断できる製品については、日本工業規格の適合製品以外の木質繊維断熱材でも使用できるものとする。
10-5	その他	特に規定しない。
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目	
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。
11-2	データ収集項目	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。
11-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
11-4	シナリオ	PA-CK 建築用断熱材に順ずる。ただし、PA-CK 建築用断熱材では、日本工業規格 JIS A 9523 「吹込み用繊維質断熱材セルローズファイバー断熱材」のみで使用できるシナリオであると規定している。それに対し、この CFP-PCR においては、廃棄・リサイクル方法が同等と判断できる製品については、日本工業規格の適合製品以外のセルローズファイバー断熱材でも使用できるものとした。
11-5	その他	特に規定しない。
12	CFP 宣言方法	
12-1	追加情報	特に規定しない。
12-2	登録情報	特に規定しない。
12-3	その他	【最終消費財の場合】 ・最終消費財の場合、カーボンフットプリントラベルの表示位置については、対象製品に直接表示することとするが、最終製品の段階で当該製品が外から視認できない場合には、その製品が出荷される段階での結束あるいは梱包単位で表示してもよいこととする。

		<p>その場合でも、製品毎の GHG 排出量の絶対値はカーボンフットプリントプログラムウェブサイトが開示され、さらに、事業者のウェブサイト、パンフレット、環境報告書、その他の媒体の中から事業者が選択する方法で開示されていなければならない。</p> <p><b>【中間財の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間財における表示に関しては、送り状、納品書などへの表示のほか、包装(梱包)上への表示も認めるが、“最終消費財”としてのカーボンフットプリント表示との混同を避けるため、中間財の GHG 排出量を製品に直接表示してはならない。ただし、GHG 排出量算定実施者自らのカタログ、インターネットなどでの表示を認める。</li> </ul>
--	--	--